

# 「学校安心ルール」

令和7年度 大隅東小学校

○学校安心ルールは、みんなが安心して学校生活を送ることができるよう、「みんなが守ること」と「してはいけないこと」を示しています。

○ひとりひとりが約束を守り、自分もまわりも大切にしながら、みんなで安心して学校生活を送ることができるようになります。

みんなが 守ること	じぶん たいせつ ひと たいせつ うそ がっこう まも がくしゅう ・自分を大切にする・まわりの人を大切にする・嘘をつかない・学校のきまりを守る・学習する
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------

してはいけ ないこと	学習の時	他の子に対して	まわりの大人に対して	いろいろな場面で	学校等が行うことができる指導
第1段階	・授業時間におくれる	・からかう、ひやかす ・無視する ・物をかってに使う	・指導を素直に聞かない ・指導を無視する ・からかう、ひやかす	・物を大切にしない ・自分の机等に落書きする ・学校の物をかってに使う	ひとりひとりの状況を十分に考えて、下記のような指導を行います。
第2段階	・授業のじやまをする ・授業に関係のない話をす る ・授業をさぼり校内でたむろす る	・仲間はずれにする ・悪口、かげ口を言う ・こわがるようなことをしたり 言ったりする	・指導に対して反抗する ・挑発的な態度をとる ・バカにしたようなことを言う	・学校の物をこわす ・夜中に出歩き徘徊する ・カードやゲーム等で賭けごと をする	・その場で注意 ・自己を振り返る活動 ・家庭への連絡 ・複数の教職員による別室における個 別指導 ・関係諸機関(警察・こども相談センター)と連携した、学校内での指導。 ・状況によって個別指導教室を活用し た指導
第3段階	・授業中、故意に妨害をする ・テストのじやまやカンニング を繰り返す ・学校をさぼり校外にたむろす る	・いやがることを無理やりさせ る ・暴力をふるう(プロレス技を かけるなども) ・物を故意にこわしたり、すて たりする	・指導に対して激しく反抗する ・こわがるようなことをしたり 言ったりする ・押す、突き飛ばす、ぶつかる などの暴力をふるう	・万引きやバイクの無免許運 転・飲酒・喫煙など法律に違 反するようなこと	

※この「学校安心ルール」は、教育振興基本計画に示されている学校の安心・安全のためのスタンダードモデルをもとに作成しています。

※第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為(窃盗や傷害・恐喝行為など)については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議します。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な指導員の先生がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。

※安心ルールの内容や表記については、必要に応じて見直しを行い、変更する場合にはその都度お知らせします。

※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。(SNSにかかる事案に関しても同様です。)